

平成 24 年 7 月 30 日

社団法人日本社会福祉士会 会長 山村 睦
公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 佐原 まち子
特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会
会長 岡本 民夫

「介護支援専門員の資質の向上と国家資格化」に関するソーシャルワーカーの意見

私たちソーシャルワーカーは、介護支援専門員の資質の向上と国家資格化に関して、次のとおり意見を表明します。

記

厚生労働省老県局振興課主催にて、本年 3 月 28 日よりこれまで 4 回開催されております、「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会」におきまして、日本介護支援専門員協会より介護支援専門員の資質の向上と国家資格化に向けての提言がされました。この件に関し、我々ソーシャルワーカーの 3 団体はここに介護支援専門員の資質の向上と国家資格化についてつぎのように意見を表明いたします。

介護支援専門員が行うケアマネジメントは、本来ソーシャルワークの一部・一つの支援方法であり、我が国のソーシャルワークを用いる専門職・国家資格の位置づけにおいては、社会福祉士及び精神保健福祉士が既に存在しており、広く国民の保健・医療・社会福祉・教育等の現場において活動し、関係者諸団体の皆様方をはじめ、国民の皆様方にも周知されていることと理解しております。また介護支援専門員に関し、早急に検討すべき課題として、我が国の目指す 2025 年の地域包括ケア体制整備及び医療の機能分化による地域医療体制の整備に向け、既存の介護支援専門員の資格取得後の現場教育の体制整備によるその資質向上に向けての検討が急務であるとも考えます。

このため介護支援専門員の資質の向上については、その必要性を理解するものでありますが、国家資格化については、必要性がないものと考えます。

以上